

青森県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 【事後申請方式】に関するお知らせ

SKR01

感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止の要請等に協力する
県内中小企業者（法人・個人事業主）に対し、
休業確認後、協力金を支給します。

協力金の額

○法人 30万円

○個人事業者 20万円

※ 複数の施設を運営していても1事業者とします。

※ 法人については、中小企業基本法に規定する中小企業者を対象とします。



対象者

①休業要請等の期間全日（4月29日0時～5月6日24時）にわたり、休業要請及び休業協力の依頼に協力する県内中小企業者（法人・個人事業主）

※ 本社が県外であっても、県内に事業所がある場合は対象となります。

②令和2年4月28日以前に開業し、営業の実態があること。

対象施設

①特措法による休業要請を行う施設

（バー、スポーツクラブ、パチンコ店、体育館、まんが喫茶、映画館、展示場、
1,000㎡を超える商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活
必需サービス以外のサービス業を営む店舗）、ホテル・旅館（集会の用に供
する部分）等

②特措法によらない協力依頼を行う施設

※ 基本、床面積の合計が1,000㎡以下の施設が対象となりますが、100㎡以下の場合
対象とならない場合があります。

（学習塾、図書館、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必
需サービス以外のサービス業を営む店舗）、ホテル・旅館（集会の用に供す
る部分）等

③本県独自の対象施設

食事提供施設について

「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類
の提供を自粛」することにより「3つの密」を避ける取組に協力いただける場合。

ホテル・旅館について

「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合。

協力金についての問合せ先

青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

電話相談窓口【電話：017-734-9158】

申請方法・添付書類・申請先

【受付期間 令和2年5月7日～6月12日（消印有効）】

申請書の入手方法

- ①県庁又は各商工会議所、県商工会連合会のホームページからダウンロードして入手して下さい。
- ②ダウンロードが難しい場合は、次の方法をご活用下さい。
 - ア 県庁正面玄関及び各地域県民局にも配置しています。
 - イ 商工会議所及び商工会においても、郵送や配置の対応を行っています。

申請方法

※記載内容や添付書類に不備があった場合は受付できない場合があります。

○申請書および次の添付書類を、下記申請先に郵送にて提出して下さい。

添付書類

（1）営業実態が確認できる書類 ※法人・個人事業主ともにア～ウ

法人 次の（ア）～（ウ）のうちいずれか1点

ア（ア）お手持ちの直近の法人税の申告書の別表第一（一）など【写】※税務署等受領印必要

（ 電子申請：申告書および受信通知を印字したもの
 郵送申請：受領印がない写しに加えて、施設の店舗名等がわかる外観の写真を添付 ）

ア（イ）お手持ちの法人設立届書【写】

ア（ウ）お手持ちの直近の法人税又は法人の県民税・市町村民税の領収書など【写】

個人事業主 次の（ア）～（ウ）のうちいずれか1点

ア（ア）お手持ちの直近の所得税確定申告書又は県民税・市町村民税の申告書の第一面など【写】※税務署等受領印必要

（ 電子申請：申告書および受信通知を印字したもの ）

ア（イ）お手持ちの開業届【写】

ア（ウ）施設の店舗名等がわかる外観の写真

お手元に該当する書類がない場合はお問い合わせください

法人・個人事業主 共通

イ 令和2年4月28日の直近1ヶ月程度（既に自主的に休業していた場合は、その前の1ヶ

月）の中で、取引が分かる書類を1点【写】例 売り上げ帳簿や取引先発行の領収書など

ウ 許可が必要な業態は、業種に係る営業に必要な営業許可等【写】例 飲食店営業など

（2）休業等の状況が確認出来る書類

休業要請等の期間の休業等を告知するもの ※次のア又はイのいずれか1点

ア 店頭張り紙等の写真 / イ ホームページ、SNS等の【写】

（3）誓約書

（4）振込口座を確認できる書類（通帳の振込先口座・カナ名義記載部分【写】）及び振込先が記入済みの青森銀行所定の振込依頼書（入手できる場合）

申請先

〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5階

青森県商工会連合会

（青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金支給事務局）